

◎ よく考え工夫する子ども ○ 思いやりのある心やさしい子ども ○ 進んでものごとにとりくむ子ども ○ 体力のある元気な子ども

- 目指す学校像
- 1 子供も教職員も元気で、幸せを味わえる学校
 - 2 子供の人権を最優先とし、一人一人の心情に寄り添った指導を行う学校
 - 3 学習指導要領の理念に基づき、子供一人一人に応じた学習指導を重視する学校
 - 4 小規模校のメリットを生かした教育活動の展開により活気あふれる学校
 - 5 「子供にとって利益があるか」を視点に教育活動を見つめ直し続ける学校
 - 6 子供の健康と安全が守られる学校
 - 7 公立学校としての使命を当たり前果たす学校
 - 8 すべての教職員が同じ目的をもち、同じ目標を見据えて働く学校
 - 9 地域を理解し、地域に根差し、地域に愛され続ける学校

- 学校経営の重点（中期経営目標）
- 1 学習指導・学力および体力の向上
 - 2 高い人権感覚とカウンセリングマインドに基づく指導
 - 3 豊かな心の育成
 - 4 特別支援教育の充実
 - 5 小中一貫教育の推進
 - 6 P T A ・地域との連携強化
 - 7 働き方改革の推進
 - 8 教育施策の確実な実施、服務事故の根絶
 - 9 安全指導および安全管理の徹底、児童の命を守るための取組の推進

具体的な方策

- 1 学習指導・学力および体力の向上
- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善・校内研究
 - ・「教員が教える」から「児童に学ばせる」、「教員が喋る時間を減らす」など、教員の意識改革と授業改善
 - ・週3回、1回15分のモジュール学習（国語・算数）
 - ・週1回、1回15分の朝読書
 - ・タブレットパソコンを活用した読み書きに困難さをもつ児童の個別指導・支援
 - ・ICTを活用した教材の視覚化と授業の効率化
 - ・体力向上に向けた体育授業の工夫および学校行事の充実
- 4 特別支援教育の充実
- ・管理職、担任、特別支援コーディネーター（養護教諭）、特別支援教室教員以外に、特別支援教室専門員、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員などあらゆる教職員参加の特別支援校内委員会（ケース会議）
 - ・通常の学級の担任と特別支援教室教員の連携強化
- 7 働き方改革の推進
- ・「まず教員が元気であること」を念頭に、教職員の心身の状況に配慮
 - ・ICTを活用した校務の効率化
 - ・会議や連絡等の時短化とペーパーレス化
 - ・会計年度任用職員の利活用促進
 - ・時間外在校時間が80時間を超える職員数0

- 2 高い人権感覚とカウンセリングマインドに基づく指導
- ・教員の「力」による指導および体罰の根絶
 - ・教員の言動・行動・立ち居振る舞いを常に意識した職務遂行
 - ・カウンセリングマインド（受容・傾聴・共感）に基づく粘り強い指導・支援
 - ・個人情報取り扱い規定に基づく取り組みの徹底により、個人情報の紛失・漏洩を根絶
- 5 小中一貫教育の推進
- ・「目指す15歳の姿」をゴールとする1学年から9学年の各学年段階の目標設定と3校で同じ目標を見据えた指導
 - ・小中一貫教育校の開校に向けた教育委員会、旭丘中学校、小竹小学校、地域学校関係者との連携
 - ・小中一貫教育校の教育理念および教育の内容等の検討
- 8 教育施策の確実な実施、服務事故の根絶
- ・国・都・区の教育施策を確実に実施
 - ・体罰、個人情報の紛失・漏洩、おいせつ等の服務事故防止の徹底に向け事故事例の提示による校内研修を随時実施
 - ・管理職による校内巡視および授業観察を一日3回以上実施
 - ・予定連絡や宿題においてタブレットパソコンを積極的に活用

- 3 豊かな心の育成
- ・特別の教科 道徳の時間を要とした道徳性の涵養
 - ・各種学校行事における学年の垣根を超えた取組、異学年班活動（縦割り班活動）
 - ・伝統文化・芸術にかかわる体験的活動
 - ・知的固定学級および難聴学級と通常の学級との交流活動
- 6 P T A ・地域との連携強化
- ・P T A や地域と連携した行事の積極的な開催
 - ・地域社会の学びの場、体験の場、集いの場として学校施設の提供
 - ・地域人材をゲストティーチャーとして積極的に教育活動に活用
 - ・学校だよりおよび学校ホームページ等による教育活動の情報発信
 - ・学年単位で実施する学校行事を全て公開
- 9 安全指導および安全管理の徹底、児童の命を守るための取組の推進
- ・月1回の安全指導と避難訓練を通じた知識・技能、思考力・判断力の定着
 - ・食物アレルギー事故の防止徹底と事故発生時に備えたシミュレーション研修の実施
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応
 - ・性暴力の被害者にも加害者にもさせないための指導の実施
 - ・自殺予防のための指導の適時実施および言動が気になる児童の観察と情報共有